

## 青島市控制吸烟条例

2013年6月27日青島市第十五届人民代表大会常务委员会  
第十二次会议通过

第一条 为了减少吸烟造成的危害，保障公众健康，创造良好的公共环境，根据有关法律、法规的规定，结合本市实际，制定本条例。

第二条 本市行政区域内控制吸烟工作适用本条例。

本条例所称吸烟是指吸食或者携带点燃的卷烟、雪茄烟、烟丝、烟叶等烟草制品。

第三条 市、区（市）爱国卫生运动委员会在本级人民政府领导下，组织、指导和协调本行政区域内的控制吸烟工作，日常工作由爱国卫生运动委员会办公室负责。

第四条 爱国卫生运动委员会、政府相关部门和群众团体应当积极开展控制吸烟的宣传教育活动。

报刊、广播、电视、电信、网络等应当经常性地开展控制吸烟的公益宣传。

教育行政部门应当将控制吸烟的宣传教育纳入学校的健康教育计划。学校应当通过多种形式，向学生宣传烟草烟雾危害，传授控制吸烟知识。

每年5月31日（世界无烟日）所在的星期为本市控制吸烟宣传周，集中开展控制吸烟宣传活动。倡导烟草制品销售者在5月31日停止售烟一天。

第五条 市爱国卫生运动委员会应当组织对全市控制吸烟工作进行监测和评估，并定期向社会公布。

卫生行政部门应当组织开展对吸烟行为的干预工作，为公众提供控制吸烟健康教育服务，推动医疗卫生机构设立戒烟服务门诊，为吸烟者提供戒烟指导和帮助。

第六条 禁止在下列场所吸烟：

（一）供公众进行社会活动或者提供购物、餐饮、住宿、医疗卫生、教育培训、休闲娱乐健身等服务的室内公共场所；

## 青島市喫煙抑制条例

2013年6月27日青島市第15期人民代表大会常務委員会第  
12回会議で可決

第1条 喫煙のもたらす危害を減少し、公衆の健康を保障し、良好な公共環境を作るため、関係する法律、法規の規定に基づき、青島市の実情を踏まえ、本条例を制定する。

第2条 青島市行政エリア内の喫煙抑制業務に本条例を適用する。

本条例にいう喫煙とは、葉巻・シガー・刻み煙草・煙草の葉等の吸うか、点火する上記の煙草製品を携帯することを指す。

第3条 市、区（市）の愛国衛生運動委員会は、本級人民政府の指導のもと、本行政エリア内の喫煙抑制業務を組織・指導・協調する。日常的な業務は、愛国衛生運動委員会弁公室が担当する。

第4条 愛国衛生運動委員会、政府の関係機関と大衆団体は、積極的に喫煙抑制の宣伝教育活動を展開しなければならない。

定期刊行物、ラジオ、テレビ、電信、インターネット等で定期的に喫煙抑制の公益宣伝を行わなければならない。

教育行政機関は、喫煙抑制の宣伝教育を学校の健康教育計画に組み込まなければならない。学校は、多くの形式を通じて、学生に煙草と煙の危害を宣伝し、喫煙抑制の知識を伝授しなければならない。

毎年5月31日（世界禁煙デー）のある週は、青島市喫煙抑制宣伝ウィークとし、喫煙抑制宣伝活動を集中的に展開する。煙草製品の販売者には、5月31日に煙草の販売を1日停止することを提唱する。

第5条 青島市愛国衛生運動委員会は、全市の喫煙抑制業務への監督測定と評価を組織し、定期的に社会へ公表しなければならない。

衛生行政機関は、喫煙行為への干渉業務を組織し、大衆のために喫煙抑制健康教育サービスを提供し、医療衛生機関が禁煙サービス外来診療を設立することを推進し、喫煙者のために禁煙指導と帮助を提供しなければならない。

第6条 次の場所での喫煙を禁止する。

（1）大衆が社会活動を行なうか、ショッピング・飲食・宿泊・医療衛生、教育研修・リラクゼーション・フィットネス等のサービスを提供する屋内の公共場所。

(二) 机关、企业事业单位、社会团体和其他组织的室内工作场所以及电梯、楼道、餐厅等公共区域；

(三) 从事旅客运输的各种公共汽车、出租汽车、火车、地铁、轻轨、船舶、民用航空器等公共交通工具内以及室内外等候区域、站台；

(四) 幼儿园、中小学校、妇幼保健机构、儿童医院、儿童福利院以及其他主要供未成年人活动或者为未成年人提供服务的场所的室内外区域；

(五) 文化、体育活动场所的室内区域和室外观众席以及演艺、比赛区域；

(六) 法律、法规规定的其他禁止吸烟场所。

市、区（市）人民政府可以根据需要，划定临时性禁止吸烟场所。

居民公约、业主公约约定本居住区的电梯、楼道等公共区域禁止吸烟的，居民、业主应当遵守。

(2) 機関、企業・事業者、社会团体及びその他の組織の屋内の勤務場所及びエレベータ・通路・レストラン等の公共エリア。

(3) 旅客輸送に従事する各種バス・タクシー・列車・地下鉄・通勤列車・船舶・民間航空機等、公共交通機関内及び屋内の待合室、ホーム。

(4) 幼稚園、中小学校、婦人幼児保健機関、小児病院、児童福利院及びその他の主に未成年者の活動に用いるか、未成年者のためにサービスを提供する場所の屋内外エリア。

(5) 文化、体育活動場所の屋内エリアと屋外の観客席及び演芸、試合エリア。

(6) その他、法律、法規が喫煙を禁止すると定めている場所。

市、区（市）人民政府は、必要性に応じて、臨時の喫煙禁止場所を設けることができる。

住民規約・オーナー規約により本居住区のエレベータ、通路等、公共エリアでの喫煙を禁止することを約定している場合、住民・オーナーは遵守しなければならない。

〈※ここから先の対訳のご高覧をご希望の方は、別途メールにてお問い合わせ下さいませ。  
場合によっては、費用が発生することもございます。予め、ご了承のほどお願い申し上げます。〉